

習志野市教育委員会会議録
(平成19年第8回定例会)

1 期 日 平成19年8月22日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後3時50分

2 出席委員

委員長	栗原伸夫
委員	小泉俊雄
委員	青木克己
委員	吉村博与
委員	植松榮人

3 出席職員

副教育長	佐藤 慎一
教育総務部長	小滝 益夫
学校教育部長	柴田 史香
生涯学習部長	小林 伸二
学校教育部参事	村山 源司
学校教育部参事	渡辺 伸治
教育総務部次長	加藤 清一
生涯学習部次長	山崎 敏雄
教育総務部副技監	鈴木 知行
学校教育部副参事	木原 誠
教育総務部・学校教育部副参事	野中 良範
学校教育部副参事	鶴岡 智
総合教育センター所長	寺本 修和
指導課長	若崎 光美
社会教育課長	早瀬 登美雄
菊田公民館館長	桑田 裕治
生涯スポーツ課長	竹下 博
青少年課長	長谷川 隆
青少年センター所長	澤田 敏春
教育総務部主幹	福山 宗起
教育総務部主幹	佐々木 重春
学校教育部主幹	高柳 英昭
学校教育部主幹	鈴木 博
生涯学習部主幹	及川 隆志
生涯学習部主幹	土屋 操

委員長が

平成19年度習志野市教育委員会第8回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び報告事項(2)及び議案第26号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について諮り、報告事項(1)及び報告事項(2)及び議案第26号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成19年第7回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

議案第25号 平成20年度習志野市立幼稚園及び

習志野市立東習志野こども園(短時間児)園児募集要項について

(学校教育課)

学校教育部主幹が

習志野市立幼稚園管理規則及び習志野市立こども園の管理に関する規則の規定により、平成20年度習志野市立幼稚園及び習志野市立東習志野こども園(短時間児)の園児募集方法等について定めようとするものである、と概要を説明。

委員が

今年度の藤崎幼稚園は、1年保育の5歳児の園児募集を行っていないが、その園区の幼児は隣接園区の幼稚園に入園することはできるのか、と質問。

学校教育部主幹が

藤崎幼稚園区に隣接している園区の幼稚園は、杉の子幼稚園、つくし幼稚園、谷津幼稚園、津田沼幼稚園であるが、これらの幼稚園への藤崎幼稚園区の幼児の入園は可能である、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案通り可決された。

協議第1号 平成20年度～26年度習志野市教育基本計画(素案)について

(企画管理課)

教育総務部次長が

平成20年度～26年度習志野市教育基本計画(素案)策定にあたっての主な変更点・留意点について、概要を説明。

委員が

何回も検討を重ねる中で、様々な問題を捉えた素晴らしい計画が出来上がると期待している。しかし、市民にはわかりづらい用語があるので、さらなる検討をお願いしたい。

また、小学校英語について記載がないが、各学校ではすでに取り組んでおり、かつ、国も小学校英語に関して動き出していると聞くので、「各学校の自主的な運営を尊重しながら検討を進める」等、何かしらの記載があった方がいいのではないか、と要望。

教育総務部次長が

今回指摘していただいたことを十分考慮した上で検討を進めていく、と回答。

委員が

国は教育改革に力を入れているが、具体的にどうするのが見えてこない。本市の教育基本計画には具体的な施策を入れるのか、あるいは入れる必要はないのか等を今後の策定スケジュールの中で検討する必要がある、と発言。

教育総務部次長が

具体的な形で教育基本計画に盛り込めるよう検討していきたい、と回答。

委員長が質疑なしと認め、協議第1号の協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成19年9月26日（水）午後3時に決定された。

〈 報告事項（1）及び報告事項（2）及び議案第26号は非公開 〉

報告事項（1） 平成19年度教育費予算案（9月補正）について （企画管理課）

教育総務部次長が

平成19年習志野市教育委員会第7回定例会で提案し承認を得た平成19年度教育費予算案（9月補正）について、概要を報告。

報告事項（1）は了承された。

報告事項（2） 臨時代理の報告について（習志野市使用料条例の一部改正について） （企画管理課）

教育総務部次長が

習志野市教育委員会行政組織規則第4条の規定により、習志野市使用料条例の一部改正について市長に申し入れることにつき、教育長が臨時に代理をしたので報告するものである、と概要を説明。

報告事項（2）は了承された。

議案第 26 号 平成 20 年度使用教科用図書の採択について（特別支援学級使用の図書）
（指導課）

指導課長が

習志野市教育委員会行政組織規則第 3 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、平成 20 年度特別支援学級使用の教科用図書の採択について提案するものである、と概要を説明。

採決の結果、議案第 26 号は原案通り可決された。